

質 問 回 答

2024 年 4 月 11 日

「(案件名)ガーナ国 AfCFTA 推進下の産業振興およびスタートアップエコシステム強化策に係る情報収集・確認調査(QCBS - ランプサム型)」

(公示日:2024 年 3 月 27 日/調達管理番号:23a01006)について、質問と回答は以下の通りです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	P18 活動 2-4	念のための確認ですが、国内での 30 名程度の対面ワークショップは、ガーナ国内でのワークショップの意に相違ないでしょうか。	ご理解の通りです。
2	P24 現地再委託 P27 定額計上について	<p>P24 には、「以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人への再委託を認めます。」とあります。</p> <ul style="list-style-type: none">➢ コンポーネント 1 の活動 1-4 における、具体的なパイロット事業の試行➢ コンポーネント 2 の活動 2-1 における、現地スタートアップエコシステム情報収集 <p>他方、P27 において、輸出振興・産業振興に係るパイロット事業費は再委託費として、定額計上に記載がありますが、現地スタートアップエコシステム情報収集は定額計上の対象外(再委託する場合は、上限額に含める)、ということでしょうか。</p>	ご理解の通りです。
3	P27,28 定額計上について	定額計上 2 番は 1 回のセミナーを想定して 200 万円の計上であり、4 番は 3 回のワークショップで計 200 万円を計上されている、との理解でよろ	ご理解の通りです。内容、対象者、人数規模等についてはプロポーザルでご提示頂ければ幸いです。

		しいでしょうか。	
4	P25 配布資料／公開資料等	全世界スタートアップ・起業家支援に係る情報収集・確認調査ファイナル・レポートに『調査結果は「添付資料 2.対象国分析(7)ガーナ(アクラ)」を参照』との記載がありますが、当該添付資料の公開は可能でしょうか。	公開可能です。ご要望に際しては、以下担当弊機構アフリカ部のメールアドレスまでご連絡下さい。 JICA アフリカ部 代表メールアドレス jica6r@jica.go.jp

2024年4月4日に回答済み

5	P1,2 業務名称	業務名称(案件名)は、「…情報収集・確認調査(QCBS-ランプサム型)」ではなく、「…情報・収集確認調査(QCBS-ランプサム型)」を正としてよろしいでしょうか。	失礼いたしました。 業務名称(案件名)は、「ガーナ国 AfCFTA 推進下の産業振興およびスタートアップエコシステム強化策に係る情報収集・確認調査(QCBS - ランプサム型)」を正とし、本回答をもって該当箇所の修正とさせていただきます。
6	P17, P22 第2章 特記仕様書案 第4条 活動1-4 別紙 プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項 (表: 提案を求める内容)No.3&4 P27, P28 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 4. 見積書作成にかかる留意事項 (4)定額計上について(表) No.1&3	P17 には、「具体的支援活動案(第三国視察及びその他の活動)の一部をパイロット事業として実施」と書かれています。他方、P22 にはパイロット事業と第三国視察それぞれを提案することとなり、P27-28 ではそれぞれの費用が定額計上されています。第三国視察がパイロット事業の一環となるのではなく、第三国視察とパイロット事業の2活動を実施する想定という理解でよろしいでしょうか。	パイロット事業の内容に鑑み、第三国視察活動が必要ない、あるいは馴染まない場合は、事前の弊機構との合意をもって、第三国視察分の定額計上費をパイロット事業のその他の活動費用に充てるのが可能です。プロポーザル作成時点で第三国視察をパイロット事業の活動としない方針の場合、その旨が分かるようプロポーザル内に記載ください。

7	P18 活動 2-5 について	「AfCFTA 域内でのスタートアップの展開を促進する広域的な法制度の導入に向けた課題や協力の活動案を整理する。」とありますが、これは、AfCFTA 事務局（或いは AUDA-NEPAD 等）が主体となり、AfCFTA 域内で、未だスタートアップ法が整備されていない国（ガーナ以外の国も含む）に対する法制度導入を促進する際の課題の抽出や、協力の活動案を整理する、という理解でよろしいでしょうか。	主体としてはガーナ国におけるスタートアップ関連法案（ガーナの法案）を前提として、AfCFTA 域内の他国への展開も見据えた場合の課題や活動案を整理していただければ幸いです。その際、ご指摘の通り、AfCFTA などを主体とする課題解決方法などもございましたら、ご提案頂きたいと考えております。
8	P18 活動 2-6 について	「スタートアップが継続的に育成されるための環境整備に必要な政策提言やプログラムの課題に基づき、想定される CP とアクションプランを策定する」とありますが、このアクションプランは、本調査終了後に（もしくは本調査実施中から）、CP が主体となり実施されるもの、との想定ででしょうか。	ご理解の通りです。
9	P20 報告書等 6)ファイナル・レポート	英文報告書については電子データで提出と理解しましたが、英文の 5 部の意についてご教示頂けるでしょうか。	電子データのみ提出頂く事で問題ございません。
10	P22 提案を求める内容	4. 第三国視察における提案に関し、回数も要提案事項として挙げられていますが、複数回実施する場合でも、旅費の定額計上額は同一となるでしょうか。また、視察先国において貴機構から便宜供与は受けられるでしょうか？	定額計上額は同一となります。視察先国における便宜供与は想定しておりません。
11	P24 (3) 現地再委託	コンサルタント契約等における現地再委託ガイドラインp3によりますと、「現地再委託先の選定方法及び手順が受注者の責任で決定されます	必須ではございません。

		が(以下省略)」とあります。ガーナ国においては、現地事務所の会計規則上、再委託先の選定においては、ウェブや掲示などの公告をすることが必須でしょうか。	
12	<p>P19 活動 3-2:スタートアップハブの支援案(対象セクター、対象スタートアップの情報収集、運営形態、設備の機能・デザインなど)を策定する。特にガーナの既存の Fablab 施設の稼働状況や課題を踏まえ、更なるスタートアップハブ整備の要否、支援の在り方、既存施設との役割分担を明確にする。</p> <p>活動 3-3:既存スタートアップハブの利用者が抱える支援ニーズ(資金面、経営・技術面)を把握するため、資金調達元や資金ニーズ、技術提携先やそれら連携を促進するネットワーク・プラットフォームの有無等について調査を行う。</p>	<p>活動 3-2 にてスタートアップハブの支援案を策定してから、活動 3-3 で既存のスタートアップハブの利用者が抱えるニーズを把握のための調査を行うことになっている。</p> <p>これは、活動 3-2 を通じて、支援する対象セクターを選定してから、活動 3-3 において選定した対象セクターの利用者の支援ニーズの調査を行うという趣旨でしょうか？</p> <p>それとも、活動 3-2 及び 3-3 には特段の作業の順序関係は無く、活動 3-3 の支援ニーズの調査では、調査対象とするセクターは問わず広く調査する想定でしょうか。</p>	<p>活動 3-2 では特定のセクターのみに絞ることは想定しておらず、いくつかの支援案を検討頂ければと考えております。そのうえで、もしくは並行して、活動 3-3 の調査も実施頂き、より具体的な支援ニーズを把握、活動 3-4 で最終的に優先度に鑑みた順位付けをいただければ幸いです。効率的な調査方法等については、プロポーザルにてご提案頂ければと考えております。</p>

以上